提出部数、提出期日及び報告義務者

| 調査票の種類 | 提出部数 | 提出期日 | 報告義務者 |
|---|---|---|---|
| 様式１－１<br>（月次調査票）<br>様式１－２<br>（四半期調査票） | ２部 | 翌月10日<br>６月、９月、12月及び３月の10日 | ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。）、一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者又はこれらの事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者 |
| 様式２<br>（月次調査票） | ２部 | 翌月10日 | ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者に限る。） |

**○経済産業省告示第五十六号**

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

本則中「第二十一条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号（第八十八条において準用する場合を含む。）」を「第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第百四十四条第一項第一号及び第三号」に改める。

本則第二号中「第二十一条第一項第一号及び第二項第一号」を「第十七条第一項第一号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号及び第二項第一号、第百二十六条第一項第一号並びに第百四十四条第一項第一号」に改め、同号イ及びロ中「日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」を「日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」に改める。

**○経済産業省告示第五十七号**

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十六条第二項の規定に基づき、三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要のある一般ガス導管事業者を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要のある一般ガス導管事業者を定める件

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十六条第二項の規定に基づき、三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要のある一般ガス導管事業者は、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、北海道瓦斯株式会社、京葉瓦斯株式会社、北陸瓦斯株式会社、静岡ガス株式会社、広島ガス株式会社、仙台市ガス局とする。

附　則

１　この告示は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

２　平成八年通商産業省告示第六十四号（三年をこえる期間についてガスの供給計画を作成する必要のある一般ガス事業者及びその計画期間を定める件）は、廃止する。

**○経済産業省告示第五十八号**

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第五十三条第二項第十五号の規定に基づき、法第五条第一号、第三号及び第七号に適合することを説明する書類を定める件（平成十六年経済産業省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

件名中「第五条第一号、第三号及び第七号」を「第三十七条第一号、第三号及び第六号」に改める。

本則中「第六条第二項第十四号」を「第五十三条第二項第十五号」に、「第五条第一号、第三号及び第七号」を「第三十七条第一号、第三号及び第六号」に、「簡易ガス事業者」を「ガス小売事業者（法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）」に、「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「第三条又は法第八条第一項」を「第三十五条又は法第四十条第一項」に改める。

本則第一号中「第五条第一号」を「第三十七条第一号」に改める。

本則第二号中「第五条第三号」を「第三十七条第三号」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

本則第三号中「第五条第三号」を「第三十七条第三号」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

本則第四号中「第五条第七号」を「第三十七条第六号」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「ガス料金」を「託送供給に係る料金」に改める。

様式第一中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「すべて」を「全て」に、「開発地区が」を「敷設予定導管が」に、「簡易ガス事業」を「ガス小売事業（法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「申請者の確実な需要又は」を「申請者の確実な需要に対する敷設予定導管等又は」に改め、「開発地区に対する」を削る。

様式第三第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「本支管及び整圧器」の下に「以下「本支管等」という。」を加え、同様式第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「開発地区（」を「本支管等（」に、「開発地区に」を「本支管等を含む申請者の供給区域に」に、「開発地区が」を「本支管等が」に改める。

様式第四中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「ガス料金」を「託送供給に係る料金」に改め、「※　原料費調整制度を適用している既存一般ガス事業者のガス料金にあっては、申請日における調整した後のガス料金とすること。」を削る。